

## 2. 児童養護施設等の施設整備について

児童福祉施設等の施設整備については、「児童福祉施設最低基準」、「婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準」、「婦人相談所設置要綱」（昭和38年3月19日厚生省発社35号）の設備基準により行われているところであるが、これを遵守することのみならず、次世代育成支援対策施設整備交付金（以下「交付金」という。）に係る整備計画策定にあたっては、入所者の居住環境に十分配慮した施設整備をお願いする。

特に、入所者の居室については「児童福祉施設最低基準」等で一室の定員及び一人当たりの面積が定められているが、創設や増改築に当たっては、中・高校生等の思春期児童やその他の入所者のプライバシー等に十分配慮し、個室化を積極的に進めていただきたい。

また、平成16年12月に策定した「子ども・子育て応援プラン」において、平成21年度までに児童養護施設等のケア形態の小規模化を計画的に推進することとしているので、「地域小規模児童養護施設」、「小規模グループケア」の積極的な整備の推進に努めるとともに、併せて交付金において加算対象となっている「心理療法室」、「親子生活訓練室」、「乳児を受け入れるためのほふく室」の整備など、交付金制度を積極的に活用し、入所児童等に対するケア体制の充実に努めていただきたい。

さらに、平成19年度においては、平成18年度補正予算で児童虐待等緊急対策として実施した、児童養護施設の一時保護専用居室のための整備を次世代育成支援対策施設整備交付金において引き続き整備対象とするほか、一定の要件<sup>(※)</sup>に該当する乳児院、児童自立支援施設、婦人保護施設、母子生活支援施設についても対象施設に加える予定である。

また、婦人相談所一時保護施設の環境改善として、居室等の補助対象面積の拡大を図るため、交付金の交付基礎点数（単価）を引き上げるとともに、DV被害者の同伴児童の適切な養育環境の確保を図るため、同伴児童のための保育室、学習室を整備する際の加算を設ける予定であり、これらを積極的に活用することにより、被虐待児やDV被害者の保護、支援の一層の充実に努められるようお願いする。

〔 ※ 一定の要件  
入所率が高く、被虐待児やDV被害者などの受け入れ先が不足している場合 〕

### 3. 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）対策等について

#### （1） 婦人相談所等における体制強化について（資料13（134頁））

配偶者からの暴力対策については、夫等の暴力を主訴とする相談件数が増加している現状を踏まえ、婦人相談所等における被害者の相談、保護、自立支援体制の充実、強化を図ってきたところであるが、平成19年度予算（案）においては新たに次のような事業を行うこととしている。

#### ア 婦人相談所一時保護所における同伴児童のケアを行う指導員の配置について

平成17年度、婦人相談所において一時保護した配偶者からの暴力（以下「DV」という。）による被害者は4,438人、同伴する児童は4,424人にのぼり、被害者とほぼ同数の児童が婦人相談所で保護されている。

また、「児童虐待の防止に関する法律」において、家庭内で子どもがDVを目撃した場合も児童虐待にあたりと定義されており、婦人相談所においても虐待を受けた子どものケアが重要になってきている。

このため、平成19年度予算（案）においては、同伴児童が保護されている全ての婦人相談所一時保護所に、同伴児童のケアを行うための指導員を1名配置するとともに、1日平均6人以上の児童が在所している場合にはさらに1名配置することにより、児童の保育や学習支援等適切なケアを行うとともに、DV被害者が自立に向けた取組を安心して行える環境を整備することとしている。

#### イ 婦人保護施設の心理療法担当職員の常勤化

近年、婦人保護施設においては、DV被害者の入所が1/3を超えており、調査研究では、DV被害者のほとんどがPTSD等の不安定な精神状態にあるという結果が出ている。

従来より婦人保護施設においては非常勤の心理療法担当職員を配置しているところであるが、指導員と連携し継続的かつ専門的な心理的ケアを行うためには質の高い職員の確保が急務である。

このため、平成19年度予算案においては、夫等の暴力、虐待等の理由により婦人相談所長が心理療法が必要であると認めた入所者及び同伴家族が合計10人以上いることを条件として、常勤の心理療法担当職員を配置できるようにし、支援体制の充実を図ることとしている。

#### ウ 一時保護委託要件の緩和

現在、婦人相談所において一時保護委託対象者を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づくDV被害者及び「人身取引対策行動計画」における人身取引被害者に限定しているところである。

近年、婦人相談所においては、保護を要する者が増加し、定員を超えて一時保護を行わなければならない状況も見受けられるところである。

このような場合において、売春防止法に基づく要保護女子(以下「要保護女子」という。)を一時保護委託することができないことから、一時保護所での保護が適切であるDV被害者や人身取引被害者を、やむなく一時保護委託している婦人相談所も見受けられる。平成19年度からは、一時保護所の入所定員を超えて一時保護を行わなければならないような場合においては、要保護女子についても必要に応じ一時保護委託ができることとし、一時保護所の入所状況に対応した適切な保護が図られるようにしたいと考えている。

各都道府県においては、被害者等の安全確保、支援の充実に向け、婦人相談所における職員の適正な配置を行うとともに、民間の支援団体を含む関係機関との連携強化、研修の充実等を図り、婦人保護事業に対する一層の取組をお願いする。

### (2) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行状況等について

#### ア 法律の見直しについて

現在、前回の改正法(以下「法」という。)の施行から3年目を迎え、法の規定に基づき、内閣府男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会(以下「調査会」という。)において法の施行状況等について検討されているところであり、今後、年度末を目途に施行状況報告書がとりまとめられる予定である。

#### イ 自立支援について

平成19年度予算案においては、婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設を退所する被害女性等が、就職やアパート等を賃借する際に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結し、その保険料について補助を行う身元保証人確保対策事業を創設することとしている(資料7(126頁))。

#### ウ 関係機関との連携について

総務省より、住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成18年11月1日に施行されたことに伴い、「住民基本台帳事務処理要領の一部改正について」（平成18年9月15日総行市第130号）等が発出され、住民基本台帳事務におけるDV等の被害者保護の支援措置を求めた者の状況を確認する方法として、従来の警察の意見の聴取だけでなく、配偶者暴力相談支援センター等の意見の聴取や裁判所の発行する保護命令決定書の写し等の提出を求めることも可能としたところである。

また、社会保険庁より「配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金、厚生年金保険及び船員保険における秘密の保持の配慮について」（社会保険庁運営部企画課長・社会保険庁運営部年金保険課長連名通知）等が近日発出される予定である。これにより、社会保険事務所に於いて、配偶者に対して国民年金原簿等に記録されている住所等を知られないようDV被害者から秘密の保持に配慮してほしい旨の申し出があった場合には、DV法第23条に基づき秘密の保持に配慮した取扱いをすることとされたところであり、婦人相談所は「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」の発行によって被害者への配慮をお願いしたい。

#### エ 被害者に関する情報の管理と安全確保対策について

昨年末、徳島県内において、保護命令（接近禁止命令）を発令された夫が、妻の転居先を見つけ殺害するという痛ましい事件が発生したところである。ついては、婦人相談所においては、DV被害者等に関する情報の徹底した管理を改めて再確認するとともに、警察と婦人相談所との間で被害者の安全確保に関する具体的な役割分担等の取り決めを行い被害者に対し具体的な助言を行うなど、より一層の対策を講じられたい。

各都道府県においては、DV被害者の自立を支援するため、関係機関との一層緊密な連携を図るようお願いする。

### (3) 人身取引被害者の保護について

#### ア 婦人相談所による保護の状況について

人身取引被害者の保護については、これまで婦人相談所に保護を求めてきた172名（平成18年12月末現在）全ての人身取引被害者